

鳥取県告示第815号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合
JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
鳥取県家畜改良協会
大山乳業農業協同組合

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで